

## 生活扶助費等負担金等の交付が過大

7件 不当金額(支出) 4576万円  
(前年度 4件 747万円)

### 1 負担金の概要

生活扶助費等負担金等は、生活保護法等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(これらを「事業主体」)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、生活保護法以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者等については極力その利用に努めさせることとなっている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができることとなっている(これらを「返還金等」)。

生活扶助等に係る保護費は、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。そして、各種加算のうち障害者加算は、障害の区分等に対応した加算額が認定されることとなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \underbrace{\left( \boxed{\text{費用の額①}} - \boxed{\text{返還金等の調定額②}} + \boxed{\text{不納欠損額}} \right)}_{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}}$$

① 費用の額は、生活扶助等に係る保護費の額、被保護者が医療機関で診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額の合計額

② 返還金等の調定額は、事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法に基づき調定した額

### 2 検査の結果

1県の1事業主体において、返還金等の調定額の算出に当たり、地方自治法等に基づく調定が適切に行われていなかったことなどから、生活扶助費等負担金の算定が適切でなかった。また、5都県の6事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算出に当たり、誤って障害者加算の対象となる障害を有しない者に障害者加算を認定するなどしていた。このため、負担金計4576万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
茨城県	水戸市	平成27～ 令和元	2537万 円	1903万 円	176万 円	132万 円	障害者加算の認定を 誤っていたもの
同	日立市	平成27～ 令和2	2140万	1605万	283万	212万	同
群馬県	伊勢崎市	平成27～ 29	1923万	1442万	184万	138万	同
千葉県	市原市	27～ 令和元	217億5128万	163億1424万	4684万	3513万	返還金等の調定額の 算出が適切でなかつ たもの
東京都	町田市	平成26～ 29	3494万	2620万	154万	116万	障害者加算の認定を 誤っていたもの
静岡県	焼津市	27～ 令和2	1344万	1008万	440万	330万	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
兵庫県	神戸市	平成26～ 30	1061万	796万	179万	134万	障害者加算の認定を 誤っていたもの
計	7事業主体		218億7630万	164億0801万	6102万	4576万	